

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について

このたびの、令和5年7月7日からの大雨により、被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまには、下記のお取扱いをいたします。

記

1. 【災害救助法適用地域】

<適用地域と法適用日(※)>

都道府県	適用地域	法適用日
石川県	河北郡津幡町	7月12日
青森県	西津軽郡深浦町	7月14日
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村	7月14日
富山県	富山市、高岡市、小矢部市、南砺市	7月12日
島根県	出雲市	7月8日
佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市	
大分県	中津市、日田市	
福岡県	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町	

※内閣府(防災担当)「令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について」
【第7報 8/8 公表】

2. お取扱い

○ 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末(月払契約)、翌々月の契約応当日(年・半年払契約)までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまは、お申し出によりこの払込猶予期間を2024年1月31日まで延長いたします。

○ 死亡保険金のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・死亡保険金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

○ 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

災害により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っております。

<災害専用ダイヤル>

電話：0120-321-106 (無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます)

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

2019年4月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さまにつきましては次の専用ダイヤルとなります。

<医療・介護デスク>

・三井住友海上火災保険から移行されたお客さま : 電話：0120-321-186

・あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さま : 電話：0120-321-553

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

以上